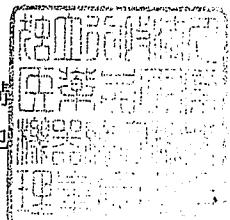


薬機発第0126032号  
平成21年1月26日

各都道府県薬務主管(部)課長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤達也



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行うベンチャー企業支援相談の実施要領等について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。



薬機発第0126031号  
平成21年1月26日

別記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤達也

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行うベンチャー企業支援相談の実施要領等について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の審査等業務をご利用いただきありがとうございます。

さて、革新的な新医薬品、新医療機器の研究開発を行うベンチャー企業においては、開発技術を持ちながら、その企業規模から治験や承認申請に係る専門知識を有する人材の確保が困難なことから、承認申請までに時間を要することが多く、また、非効率な投資を行うことにより、開発を断念してしまうことが多いといわれています。

以上より、今般、革新的な新薬等を迅速に国民に提供する観点から、厚生労働省の委託を受け、ベンチャー企業に対して、薬事相談の事業を行うこととし、実施要領等について別添のとおり定めました。

なお、本通知は、平成21年2月1日から施行するものとし、平成21年3月より相談を開始いたします。